ご利用にあたっての確認事項

- ▶サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
- ▶本サービスは法人向けサービスとなり、個人の方や個人事業主はお申し込みいただけません。
- ▶サービスのお申込みにあたっては、必ず「 MIMAMO DRIVEサービス利用規約」、「MIMAMO DRIVEパンフレット」をよくお読みください。
- ▶シガーソケット型端末は「シガーソケット(アクセサリーソケット)が利用できる」自動車でのみご利用いただけます。
- ▶端末の在庫状況等によっては本サービスを提供できない場合がありますのでご注意ください。
- ▶端末の取付状況や天候、通信環境（圏外や電波の弱いところにある場合、パケット通信が不可能な場合、Wi-Fi通信網の状態、通信事業者が提供する通信サービスの状態等）等によっては十分なサービス提供をできない場合もありますのでご注意ください。
- ▶クラウドサービスシステムの推奨動作環境は以下の通りです。
  - ブラウザ：Microsoft Edge（PC）、Chrome（PC/Android）、Safari(iOS) 最新版
  - 常時接続（ADSL、ケーブルTV回線、光回線など）
  - 端末（管理者：PC、ドライバー：スマートフォン、タブレット）
- ▶本サービスを利用するために必要となるPC、スマートフォン、タブレットや通信手段は、お客様の費用負担と責任において準備するものとします。

【サービスに関するお問い合わせ先】
東京海上スマートモビリティ
https://www.tokiomarine-smartmobility.co.jp/index.html

【販売に関するお問い合わせ先】
東京海上日動火災保険株式会社
https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/

東京海上スマートモビリティ株式会社
www.tokiomarine-smartmobility.co.jp

全国の主要都市に営業課支社がございます。
上記弊社ホームページから最寄の課支社を検索いただけます。

Insurance for the Earth
東京海上日動は、マングローブ植林を通じて
地球の安心・安全をひろげます。

To Be a ***Good Company***

TOKIO MARINE

車両管理・リアルタイム動態管理サービス

ビジネスをドライブさせる
MIMAMO DRIVE

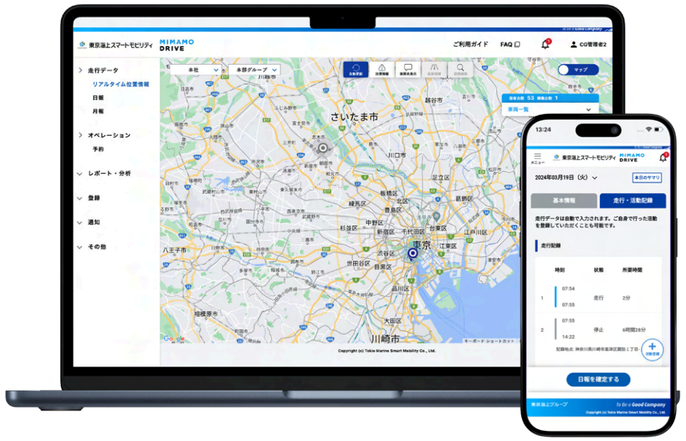

MIMAMO DRIVEは社用車に関する”経営者” ”車両管理者” "運転者"
皆様のお困りごとを解決する、車両管理・リアルタイム動態管理サービスです。

- リアルタイム走行情報の可視化
- 記録の自動化
- 安全運転指導サービス
- 車両利用状況の可視化

TOKIO MARINE 東京海上スマートモビリティ

ビジネスをドライブさせる

MIMAMO DRIVE

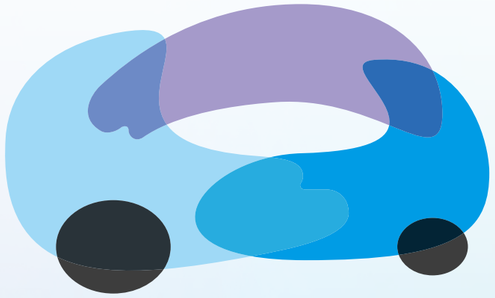

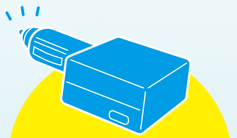

シガーソケットに
挿し込むだけ!

東京海上グループの
車両管理・リアルタイム動態管理サービス

保険などを通じてお客様の「いざ」に長年寄り添ってきた東京海上グループが、
経営者様・車両管理者様・運転者様それぞれの新たな課題に寄り添うため、
新しいサービスをはじめました。
自動車のシガーソケットに差し込むだけの端末と、そこから取得したデータを活用して、
業務の生産性向上や事故の未然防止をサポートします。

**業務効率化、事故率減少、コンプライアンス意識改善――
こんなお困りごとはございませんか。**

社用車が
どこにいるのか
わからない。
連絡を取るにも
時間がかかって大変。

日々の業務が
忙しくて
日報・月報を
書く時間がない!

事故の
リスクを減らす
効果的な方法を
教えてほしい…

運転者の
私的利用、
車検切れや
保険切れが心配。

その課題、 MIMAMO DRIVE が解決します。

4つの基本性能

01 リアルタイム走行情報の可視化

社用車の位置情報・走行履歴などをリアルタイムに可視化。
管理業務の効率化を実現します。

P.5へ

02 記録の自動化

運転日報・月報の作成を自動化。配達記録表としても利用でき、
生産性の向上や、残業時間の削減に貢献します。

P.6へ

03 安全運転指導サポート

各車両の急ハンドル・急ブレーキ、急加速の発生地点を可視化。
安全運転指導を行うことで事故防止につなげます。

P.7へ

04 車両利用状況の可視化

車両の予約状況や利用実績の把握が可能。車検や保険の更新漏れ等も
防止できるリマインド機能により、コンプラ遵守にも貢献します。

P.8へ

MIMAMO DRIVE ご利用者の声

Case 01

導入きっかけは自損事故。安全運転意識向上に加え、業務効率も改善。

課題
- ドライバーの安全運転意識と運転マナーの向上
- リアルタイムでの位置情報の可視化

きっかけ
- ドライバーの不注意による自損事故が発生し、保険でお付き合いのある代理店さんから紹介いただいた

決め手
- 運転のスコア表示によるドライバーの安全運転意識向上につながるため
- 業務効率化によって車両管理者の就労時間短縮に寄与できるため

クルマの位置把握でルート変更指示も迅速対応

01 リアルタイム走行情報の可視化

ドライバーが出発後に「追加で持ってきて欲しい」と注文が入ることがあり、今までは都度ドライバーに電話で現在地と対応可否を確認していました。その点、MIMAMO DRIVEはリアルタイムで社用車の位置がわかるので非常に便利ですね。効率的なルートの指示ができ、取引先様へのご案内がスムーズになりました。管理者の手間がかなり軽減された結果、退勤時刻も早められています。

運転評価のスコア表示で安全運転意識の向上へ

03 安全運転指導サポート

時折、一般の運転者様から走行中の横入りなど運転マナーに対するご指摘をいただくことがあります。また、自損事故を起こして車両が走行不能となった例もあり、あらためて安全運転指導の必要性を感じていました。MIMAMO DRIVEは急ハンドルや急ブレーキなどがスコア表示されるため、個々の指導や評価にも繋げやすいと感じました。ドライバーの安全運転意識向上のきっかけとなっています。

製造販売業

有限会社永島牛乳店
（栃木県宇都宮市）

代表取締役
永島 寛 さん

Case 02

紙管理卒業。デジタルツールで人手不足を補完。

課題
- 手書きで記入していた運転日報の工数と記載ミスの削減
- 煩雑だった車両管理や運行実績のデジタル化

きっかけ
- 配送や車両に関する業務効率化を検討していたところ、保険でお付き合いのある代理店さんから紹介いただいた

決め手
- 管理簿のペーパーレス化によって作業時間を短縮できるため
- 走行実績やメンテナンス時期などをシステム上で一元管理できるため

日報の自動化で作業時間を約30分短縮

02 記録の自動化

今までドライバーは配送先ごとに時刻や走行記録を手書きで記入していました。特に繁忙期は事務作業の負担が課題で、記入ミスによる納品量の誤差が生じることも度々ありました。MIMAMO DRIVEは車両の位置情報から日報を自動作成できる機能があり、現在は毎日30～40分は作業時間を短縮できるようになりました。現在新たな機能も検討されているとのことですので、更なるドライバーの負担軽減に期待しています。

煩雑だった車両管理を効率化

04 車両利用状況の可視化

これまで走行時間や距離などは日報を個別に確認するしかなく、また車両ごとの車検満了日なども別途管理表を作ってチェックしてきましたが、台数が多いこともあって負担を感じていました。しかしMIMAMO DRIVEにより、これらがパソコンで一元管理できるようになり効率化が図れています。あらゆる通知機能もあり、このデジタルツールであらゆる面での人手不足が補えるのではと感じています。

燃料小売業

株式会社手塚商事
（栃木県日光市）

店長・安全管理者
吉田 裕也 さん

MIMAMO DRIVE の基本性能 01

リアルタイム走行情報の可視化

社用車がどこにいるのかわからない。連絡を取るにも時間がかかって大変。

MIMAMO DRIVE が解決!

社用車の位置情報・走行履歴などをリアルタイムに可視化。管理業務の効率化を実現します。

車両の位置をリアルタイムで確認

マップ上に社用車の情報が表示されるため、ドライバーに連絡することなく現在の位置を把握できます。

マップ上にデータを表示

- 車両名
- ドライバー名
- 現在地住所

状況の把握にかかる業務負担をMIMAMO DRIVEが減らします。

マップ上に渋滞情報を表示

マップ上に渋滞情報を表示することで、遅延の原因が渋滞であるかどうか、ひと目で確認できます。

状況がわかれば対応がわかる。いざという時に慌てず対処できます。

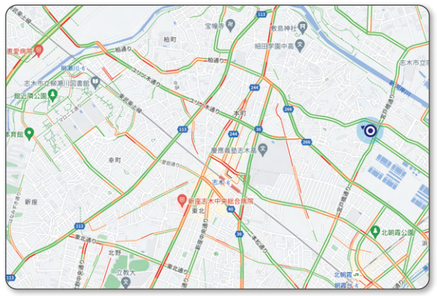

リアルタイム渋滞情報

Point 車両の現在地から目的地までのルートも検索できます

車両の現在地から目的地までのルートを簡単に検索でき、走行ルートの指示にお役立ていただけます。

MIMAMO DRIVE の基本性能 02

記録の自動化

日々の業務が忙しくて日報・月報を書く時間がない!

MIMAMO DRIVE が解決!

運転日報・月報の作成を自動化。配達記録表としても利用でき、生産性の向上や、残業時間の削減に貢献します。

運転日報・月報や配達記録の自動作成

シガーソケット型端末を車両に設置することで、走行距離や時間、場所を自動で収集し日報・月報を自動作成します。

日報の自動作成項目

- 走行距離
- アイドリング時間
- 走行時間
- 走行場所

など

手書きで作成していた日報・月報を自動化し、生産性の向上に繋げます。

Point 配達記録表としても利用できます！

運転者画面から荷積や荷卸の数量を入力することで配達記録表としても利用できます。

運転者は簡単に活動を記録

業務中の活動や荷積みや荷卸し情報をスマホから運転者が入力でき、その情報は日報に反映されます。
運転者はwebからアプリのように簡単に業務を入力することができます。

日報に活動を記録

- アルコールチェック
- 休憩
- 点検
- 写真アップロード
- 訪問/作業

など

お持ちのアルコールチェッカーで検査した結果を、数値だけでなく画像でも記録できます。

MIMAMO DRIVE の基本性能 03

安全運転指導サポート

事故のリスクを減らす効果的な方法を教えてほしい…

MIMAMO DRIVE が解決!

各車両の急ハンドル・急ブレーキ、急加速の発生地点を可視化。安全運転指導を行うことで事故防止につなげます。

個人別に運転を評価

運転者の走行を多様な観点から数値化。運転評価やランキング、運転性向など、安全指導に活用できる機能を搭載しています。

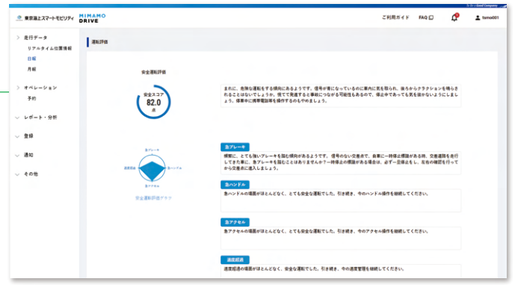

安全運転評価

- 急ブレーキ
- 急アクセル
- 急ハンドル
- 速度超過

など

客観的な評価を安全運転指導にご活用いただけます。

Point 東京海上グループのノウハウ

東京海上グループが長年培ってきた安全に関するノウハウに基づき運転者の走行を数値化。

インシデントメールの自動送信

危険運転を検出した際に、設定したメールアドレス宛にメールを送信することができます。

インシデントメールの種類

- 急ブレーキ
- 急ハンドル
- 急加速

車両の状況を即座に把握することができます。

MIMAMO DRIVE の基本性能 04

車両利用状況の可視化

運転者の私的利用、車検切れや保険切れが心配。

MIMAMO DRIVE が解決!

車両の予約状況や利用実績の把握が可能。車検や保険の更新漏れ等も防止できるリマインド機能により、コンプラ遵守にも貢献します。

煩雑な車両の管理を一元化

社用車の情報を登録することにより、車検や保険の情報、タイヤ交換時期などの管理が一元化できます。
リマインド機能を活用することにより、管理にかかるコストを削減することができます。

一元管理できる情報

- 車検の有効期間
- タイヤ交換時期
- 保険の満期日
- オイル交換時期

など

Point 通知機能を使って対応漏れを防止！

車検の有効期間や、保険の満期日が近づくと、設定したメールアドレス宛に通知を送ることができるため、対応漏れを防止することができます。

車両の利用状況の可視化

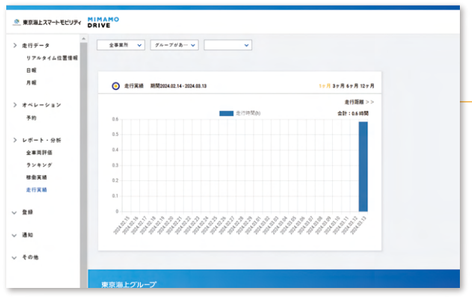

車両の利用状況がひと目で把握できます。走行距離が可視化されているため、車両の管理にご活用いただけます。

車両の利用状況

- 稼働実績

Pickup
［車両予約機能］

複数の車両を複数の運転者で使用する場合、車両予約の機能をご活用ください。PCだけでなく、スマートフォンからも予約を取る・変更する・削除することができます。

端末概要

シガーソケットに挿し込むだけ

自動車向け 位置トラッキングデバイス

準天頂衛星「みちびき」などのGNSS※1から受信した信号を利用した、自動車向け位置トラッキングデバイスです。

※1GNSS（Global Navigation Satellite System）とは、QZSS（準天頂衛星システム）やGPS、GLONASS、Galileoなどの衛星測位システムの総称。

加速度センサー	内蔵
サイズ(H/W/D)	100×50×25(mm)
重量	約70g
電源電圧	DC8~36V
動作環境	動作温度:-20~60°C/結露無き事

簡単インストール
プラグアンドプレイ対応

準天頂衛生「みちびき」ほか
複数のGNSSに対応

人口カバー率 99%
SoftBank 4G LTE 対応

急発進・急加速を検知可能
加速度センサー内蔵

工事不要 車両に挿し込むだけでご利用いただけます。

PLAN 料金プラン

無料トライアル最大2週間 ご契約前に無料で最大2週間（端末2台まで）サービスをお試しいただけます。

プラン	2年契約（解約違約金あり）プラン	契約期間なし（解約違約金なし）プラン
月額利用料（税抜）	2,900円 業界最低水準の料金設定!	4,500円
契約期間	原則2年	いつでも解約可
留意点	●契約開始日から2年以内(*1)に「解約」、「解除」や減車等による「一部端末解約」をされた場合、原則違約金（17,000円/台）が発生します。 ●契約開始日から12か月後(*2)の1日付けの「解約」や「一部端末解約」の場合、違約金は発生しません。	●いつ解約されても違約金は発生致しません。
	●月額料金に端末のレンタル料が含まれています。 ●利用できるサービス・機能は、両プランで同一です。 ●プランの併用並びに、ご契約後のプランの変更は不可となります。 ●いずれのプランでも、ご解約や一部端末解約の際には、端末をご返却いただきます。**端末をご返却いただけない場合、違約金（17,000円/台）をお支払い**いただきます。詳細は商品説明書をご確認ください。	

(*1)契約開始日が16日の場合は翌月1日から2年間となります。また、端末追加が行われた場合、追加端末に対して違約金支払い義務を負う期間は、主契約の違約金対象期間とします。詳細は利用規約をご確認ください。
(*2)契約開始日が16日の場合は翌月1日から12か月後

FAQ よくあるご質問

Q1 個人事業主でも利用可能でしょうか。
本サービスは法人を対象としており、個人事業主の方はご利用いただけません。また、当面は一部の限定代理店のみでの取り扱いとしています。詳しくはMIMAMO DRIVE事務局にお問い合わせ下さい。

Q2 フリート契約（10台以上）でなくとも申込可能ですか?
可能です。9台以下のお客様でもご利用いただけます。

Q3 バイクには使えますか?
防水仕様ではないためご利用はできません。

Q4 一部の機能しか利用しない場合、安くなりますか?
MIMAMO DRIVEはパッケージ商品のため、一部機能のみのご利用であっても月額料金は変わりません。

Q5 利用の推奨環境は?
Microsoft Edge（PC）、Chrome（PC/Android）、Safari(iOS) 最新版

Q6 サービスの休止（解約せずに一定期間サービスを休止すること）は可能ですか?
原則、お客様からの休止は受け付けておりません。一旦ご解約いただき、再度お申込みをお願いします。

Q7 端末が破損・故障してしまった場合はどうすればいいですか?
MIMAMO DRIVE 事務局にご連絡をお願いします。

WEBサービスや運転者専用サイトの操作、端末の取付、故障等に関するお問い合わせ

【MIMAMO DRIVE事務局（専用ヘルプデスク）】 ［受付時間］平日9:30～18:00（土日祝日、年末年始を除く）

0120-546-033 mimamo_drive@adservice.co.jp

FLOW ご利用までの流れ

トライアルの詳細

【期　　間】基本最大2週間
【利用端末】基本2台無料でご利用いただけます。
【申し込み方法】
❶トライアル用の利用規約に同意いただき、お申込書をご提出いただきます。
❷書類不備が無ければ1～2週間程度で「トライアル専用端末」と「ログイン情報（メール）」がお手元に到着します。
　到着後すぐに、トライアルを開始いただけます。端末の送付ボックスを返却時に利用するため、破棄しないようにしてください。
❸トライアル完了後は端末をお送りした梱包材をご使用いただき、事務局宛に同梱する返送伝票にてご返却をお願いします。
ご使用いただく端末やサイト機能は本番と同じであり、機能の制限はございません。

MIMAMO DRIVE

MIMAMO DRIVEサービス利用規約

本「MIMAMO　DRIVEサービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）は、東京海上スマートモビリティ株式会社（以下「当会社」といいます。）が、当会社のサービスであるMIMAMO　DRIVE（以下「本サービス」といいます。）を提供するにあたり、本サービスの利用に係る契約（以下「本契約」といいます。）を締結したお客様（以下「契約者」といいます。なお、契約者は法人に限るものとし、個人（個人事業主を含みます。）は本契約を締結することはできません。）に遵守していただかなければならない事項および当会社と契約者との間の権利義務関係を定めています。本契約を締結される方は、本規約に同意の上で、ご契約いただきますようお願い致します。本規約に同意されない場合、本サービスをご利用いただくことはできず、また、本契約を締結した場合は、本規約に同意したものとみなします。

第1条　適用

本規約は、本契約と一体として、本サービスの利用に関する当会社と契約者との間の権利義務関係を定めることを目的とし、契約者と当会社の間の本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されます。本規約の内容と、本規約外における本サービスの説明等が異なる場合は、本規約の規定が優先して適用されます。

第2条　用語の定義

本規約において、用語の定義は、以下のとおりとします。

①「MIMAMO　DRIVE」とは、当会社が提供するWebサービス上での車両の位置情報や車両の走行情報、それらにかかる管理の機能等、もしくはその運営の保守、運用管理等の機能に関わるシステム全体（ハードウェアおよびソフトウェアを含みます。）の総称をいいます。

②「端末」とは、本サービスの利用に際して運転情報等を取得するためのテレマティクス端末（SIMカードを含みます。）をいいます。

③「MIMAMO　DRIVE事務局」とは本サービスの提供にあたって当会社が端末管理業務等のアウトソーシングを行う外部委託先をいいます。

④「提携先企業等」とは、東京海上日動火災保険株式会社、同社の子会社、同社の関連会社、同社の外部委託先（ソリューション事業業務委託契約を締結している委託先を含む）、当会社の外部委託先および当会社または当会社の外部委託先が本サービスの提供において提携している企業をいいます。

⑤「利用者」とは、契約者の役職員その他契約者の業務のために本サービスを実際に利用する者をいいます。

⑥「センターシステム」とは、本サービスを提供するためのシステム全般をいいます。

⑦「Webサービス」とは、端末を通じて取得された運転情報等に関し、当会社が、当会社所定のウェブサイトを通じて提供するサービスをいいます。

第3条　前提条件

(1)当会社は、本規約に同意した上で本契約を締結した契約者に対して、本サービス提供のための端末を貸与します。

(2)契約者は、本規約に特に定めるもののほか、本規約の内容について利用者に周知し、本サービスの利用にあたって本規約に従う旨の同意を利用者からあらかじめ取得するものとします。

(3)当会社は、本契約が解約、解除、取消しもしくは無効となった場合、本規約を解除します。

(4)本契約の申込の取扱いや契約内容変更等の手続きについて、当会社は東京海上日動火災保険株式会社および同社の委託先に行わせることができます。

第4条　当会社が提供する本サービス

(1)当会社が契約者に提供する本サービスの主な機能は、以下に定めるとおりとします。ただし、当会社は提供するサービスについて、その性能を保証するものではありません。

①車両の位置や走行情報を把握するための車両管理機能

②上記①の機能を高度利用する為のオプション機能

③車両の運転者、車両の管理者、配送先の顧客管理機能

④取得したデータの分析機能

⑤車両や運転者の業務管理機能

(2)以下のいずれかに該当する場合には、利用者は本サービスの一部または全部を利用できないことがあります。

①センターシステムの保守、工事、障害修理等を実施するとき。

②センターシステムが火災、停電、損壊、故障等により正常に動作しなくなったとき。

③端末に付随する機器に、重大なセキュリティ上の危険が発見または予見されたとき。

④端末がインターネットに接続されている第三者に向け、不正なアクセス行為の発信元となる可能性があるとき。

⑤SIMカード等の消耗品の消耗により、端末の機能を発揮できなくなったとき。

⑥端末の使用環境、端末を設置する車両（以下「対象車両」といいます。）の状況、事故の状況、天候、通信環境その他の事情により、端末の機能を発揮できなくなったとき。なお、通信会社はネットワーク品質を確保するために、通信の種類・内容、時間帯等の条件に応じて、または、これらの条件にかかわらず、通信速度を制御する場合があります。

⑦天災、戦争等に起因して当会社が制御できない障害が発生したとき。

⑧①から⑦までのほか、当会社が端末の機能を停止した方が望ましいと判断したとき。

(3)利用者は、本規約に従うことを条件として、Webサービスを利用できます。ただし、当会社は、これにかかるインターネット利用のための費用は負担しません。

第5条　本サービスの対象車両

本サービスの対象車両は、原則シガーソケット（またはアクセサリーソケット）が装備されている車両とします。ただし、何らかの事由により端末を取り付けできない車両は除きます。

第6条　本サービスの利用地域

本サービスは対象車両が日本国内で使用される場合に限り利用することができます。

第7条　端末の貸与期間

(1)端末の貸与期間は、本サービスの契約期間とします。

(2)契約者は、別途当会社が指定する方法にて端末を受け取るものとします。

(3)天災地変や輸送中の事故等の当会社の責めに帰さない事由により端末を受け渡すことができなかった場合または遅延して受け渡した場合、当会社は責任を負わないものとします。

第8条　本サービスの契約期間

(1)本サービスの契約開始日は各月の1日または16日の午前0時とします。

(2)申込書を当会社または当会社の外部委託先（東京海上日動火災保険株式会社を含み、同社の委託先を除く。以下、本項において同じ）が各月の1日から15日までに受領した場合、契約者は翌月16日または翌々月1日のいずれかを契約開始日として選択できます。各月の16日から末日までに申込書を当会社または当会社の外部委託先が受領した場合、契約者は翌々月1日または翌々月16日のいずれかを契約開始日として選択できます。

(3)本サービスは本契約が解約、解除、取消しもしくは無効となるまで継続します。また、契約終了は該当日の午前0時とします。

第9条　本サービスの契約プランおよび違約金

(1)契約者は本サービスの申込時に「2年契約（解約違約金あり）プラン」または「契約期間なし（解約違約金なし）プラン」を選択します。

(2)「2年契約（解約違約金あり）プラン」において、契約開始日からその24か月後の日（契約開始日が16日の場合は翌月1日の24か月後の日）までの期間を「主契約の違約金対象期間」といい、契約者は、その間に事由の如何を問わず解約、一部端末解約、解除がなされた際に対象端末1台あたり違約金17,000円を当会社へ支払う義務を負います。ただし、契約開始日から12か月後（契約開始日が各月の16日の場合は翌月1日から12か月後）の月の1日付けで解約、一部端末解約がなされた場合に限り、対象端末への違約金支払い義務を負いません（解約または一部端末解約に係る契約内容変更受付期間は第11条(3)参照。また、第13条(3)に該当する場合を除く。）。なお、第11条に記載の端末追加が行われた場合、追加端末に対して違約金支払い義務を負う期間は、主契約の違約金対象期間とします。

(3)「契約期間なし（解約違約金なし）プラン」においては、契約者は契約期間中に解約、一部端末解約、解除がなされた際に当会社に対する違約金の支払い義務を負いません（第13条(3)に該当する場合を除く）。

(4)第11条に基づき、契約のプラン変更を行う場合、違約金の取扱いは以下のとおりとします。

・「2年契約（解約違約金あり）プラン」から「契約期間なし（解約違約金なし）プラン」へ変更する場合:契約者は、契約開始日から起算して24か月後の日（契約開始日が16日の場合は翌月1日の24か月後の日）までの期間内でプラン変更した際に対象端末1台あたり違約金17,000円を当会社へ支払う義務を負います。ただし、契約開始日から12か月後（契約開始日が各月の16日の場合は翌月1日から12か月後）の月の1日付けでプラン変更を行う場合に限り、契約者は当該違約金の支払い義務を負いません。

・「契約期間なし（解約違約金なし）プラン」から「2年契約（解約違約金あり）プラン」へ変更する場合:契約開始日からその24か月後の日（契約開始日が16日の場合は翌月1日の24か月後の日）までの期間内に解約、一部端末解約、解除がなされた際に対象端末1台あたり違約金17,000円を当会社へ支払う義務を負います。ただし、契約開始日から12か月後（契約開始日が各月の16日の場合は翌月1日から12か月後）の月の1日付けで解約、一部端末解約がなされた場合に限り、契約者は対象端末への当該違約金支払い義務を負いません。

第10条　サービス利用料の支払い

(1)サービス利用料は前払い（月払）とします。

(2)契約者は支払方法として口座振替、請求書払を選択できます。口座振替を選択の場合、当会社は当会社の指定する収納代行会社経由で契約者が指定した口座からサービス利用料を引き落とします。また、サービス利用料の返還が発生した場合は原則指定口座に返還します。当会社へ通知した口座情報を変更する場合、契約者は遅滞なく当会社へ連絡します。

(3)支払期日は、口座振替はサービス利用月の前々月27日(休業日の場合は翌営業日)、請求書払は当会社が交付する請求書において指定する支払期限日とします。

(4)初回支払いは、契約者が選択した支払方法に関わらず請求書払となります。契約開始日が1日の場合は2か月分を、契約開始日が16日の場合は、2.5か月分を期日までに支払うものとします。当会社は初回支払いが確認できるまでは端末を発送しません。なお、初回支払いにおいては第10条(5)に定める支払猶予期間はなく、支払期日までにお支払いがない場合、本契約は直ちに取消しとなります。

(5)支払期日までに所定の支払い方法でサービス利用料が支払われなかった場合、当会社は2か月の支払猶予期間を設定し、サービス利用料を再請求します。再請求は契約者が選択した支払方法に関わらず請求書払とします。なお、支払猶予期間のうち1か月経過時点で未払いサービス利用料が支払われなかった場合、当会社は1か月のサービス利用停止を行います。サービス利用再開は未払いサービス利用料が支払われた日の属する月の翌月1日とします。2か月の支払い猶予期間内に利用料の支払いが確認できない場合、サービス利用停止日に遡って契約を解除します（第9条(2)･(4)もしくは第13条(3)に該当する場合、違約金を請求します）。

(6)前項(1)から(5)までの規定に関わらず、当会社の判断により支払方法を変更させていただく場合があり、契約者はこれに従うものとします。

(7)当会社は、サービス利用料その他の当会社から請求する費用の支払に関して、原則として領収証の発行を行わないものとします。支払いの確認は、契約者自身の振込受領証や通帳記載またはその他の銀行取引記録により行うものとします。領収証の発行を求める特別な事情がある場合は、その旨を当会社へ明示してください。

第11条　契約内容変更

(1)契約内容変更の種類は、解約、一部端末解約、端末追加、口座変更、プラン変更、支払方法変更、その他顧客情報変更があります。

(2)契約内容変更日時は変更種類によって以下の通りです。

・解約、一部端末解約、端末追加、プラン変更:各月1日午前0時

・口座変更、支払方法変更、その他顧客情報変更:当会社で変更を受け付けた後、当会社が最短で変更内容を反映可能な日時

(3)契約内容変更受付期間（当会社（代理店を除く）が契約内容変更依頼書を受領した際に変更を反映可能な期間）について、受付開始は変更日の6か月前とします。受付終了について、解約は変更日の属する月の前月の20日まで、一部端末解約、端末追加、プラン変更は変更日の属する月の3か月前の20日までとします。口座変更、支払方法変更、その他顧客情報変更については随時受付可能とします。なお、変更種類に関わらず、サービス利用料の全部または一部が未払いの状態では、契約内容変更は行えません。

(4)契約内容変更時における変更利用料の請求等は以下の通りとします。

・利用料の過払いが発生する場合には、手続完了後に契約者の指定口座に過払い分の利用料を返還します。

・利用料の減額が発生する場合には、変更日の属する月の利用料から減額分を反映して請求します。

・変更手続きに伴い、第9条に定める違約金が発生する場合には、ご契約の支払い方法に関わらず請求書にて違約金を請求します。

(5)解約について、契約内容変更受付後に残期間分の利用料未払いが発生した場合、残回数分の利用料を一括で請求し、ご契約の支払い方法に関わらず請求書払でお支払いいただきます。その請求も未払いとなった場合には、当初の解約日に関わらず、初回未払い発生月の翌々月1日を解約日として契約を解除します（第9条(2)･(4)もしくは第13条(3)に該当する場合、違約金を請求します）。

(6)前項(1)から(5)までの規定に関わらず、当会社の判断により支払方法を変更させていただく場合があり、契約者はこれに従うものとします。

第12条　契約者の義務

(1)契約者は、当会社が貸与する端末の取扱いについて、以下に定める事項を遵守するものとします。また、利用者に以下に定める事項を周知し遵守させるものとします。

①端末を善良な管理者の注意義務をもって保管、管理および使用すること。

②端末を、本サービスの利用のために必要な範囲を超えて利用をしないこと。

③端末を受領した日以降速やかに、取扱説明書に従って対象となる車両に端末を設置し初期動作確認を行うこと。

④適切な方法で端末を設置および利用すること。

⑤端末を契約者以外の第三者が所有する車両に設置する場合は、端末を設置する車両の所有者の承諾を取得し、端末を設置する者の責任において適切な手続きを行うこと。

⑥端末の破損、故障等の事態が発生した場合は、ただちに当会社に通知すること。

⑦端末を紛失した場合は、ただちに当会社に通知すること。

⑧端末が盗難にあった場合は、ただちに警察への届出を行い、当会社に通知すること。

⑨端末を利用者以外の者に利用させないこと。

(2)契約者は、自らの費用および責任において端末の設置を行うものとし、事由の如何を問わず、当会社は端末の設置（第三者をして設置させる場合を含みます。）に係る費用および責任を一切負担しません。また、契約者は不正アクセスを防止するため、必要なセキュリティを確保し、その他必要かつ適切な措置を講じるものとします。また、利用者にこの事項を周知し遵守させるものとします。

(3)契約者は、Webサービスを利用する場合、コンピュータウイルス等の有害なソフトウェア類の感染防止に努め、ウィルス駆除ソフト等を導入および活用するものとします。また、利用者にこの事項を周知し遵守させるものとします。

(4)契約者は、以下に定める行為を行ってはなりません。また、利用者に対し以下に定める行為を行わせてはなりません。

①著作権もしくは商標権の侵害、営業秘密の不正目的利用、電信詐欺またはプライバシーの侵害などの不正な目的で端末を利用する行為

②他の利用者、ネットワーク・サービスまたはネットワーク機器を妨害または阻害する行為

③端末の分解、改造またはソフトウェアの改変行為

④端末に組み込まれているSIMカードを脱着する行為および他の目的に使用する行為

⑤法令、裁判所の判決、決定もしくは命令または法令上拘束力のある行政措置に違反する行為

⑥公序良俗に反する行為。なお、公序良俗に反する行為とは、不正に他の利用者になりすますこと、不正または違法な目的でネットワーク上での身元を偽ること、コンピュータ・ワームまたはコンピュータウイルスを伝播させることおよびネットワークを通じてアクセスできる他のマシンにネットワークを使用して不正侵入することを含みますが、これらに限定されるものではありません。

⑦端末を利用する権利を第三者に譲渡または担保に供する行為

⑧①から⑦までのほか、端末の利用目的に照らして当会社が不適切と判断する行為

(5)利用者が(1)から(4)までの規定に違反した場合であって、それにより当会社、提携先企業等、他の利用者、搭乗者または第三者に損害が生じたときは、契約者がこれを賠償するものとします。

第13条　端末の交換･返却

(1)当会社は、契約者から第12条(1)⑥に定める通知を受けた場合は、契約者に代替となる端末を送付します。この場合において、契約者は、MIMAMO　DRIVE事務局より返却用ボックスを送付した日の翌日から起算して30日以内に、正常に動作しない端末を当会社指定の方法により当会社に返却するものとします。

(2)契約者は、以下に定める場合は、MIMAMO　DRIVE事務局より返却用ボックスを送付した日の翌日から起算して30日以内に、端末の全部または一部を当会社指定の方法により当会社に返却するものとします。

①本契約が期間満了または解約、解除、取消しもしくは無効その他事由の如何を問わず失効した場合

②契約者が第12条に定める義務の履行を怠り、または怠るおそれがあることが明らかである場合

③利用者が、本サービスの利用に関し、当会社もしくは第三者に損害を与える行為、または損害を与えるおそれがある行為をした場合

④①から③までのほか、本サービスの利用目的に照らして当会社が不適切と判断した場合

(3)契約者は、以下のいずれかに該当する場合は、下表のとおり違約金を当会社に支払うものとします。

①契約者または利用者の責めに帰すべき事由により端末の破損、故障等が生じた場合

②(1)および(2)に定める返却期限を過ぎても端末を当会社に返却しない場合

③第12条(1)⑦または⑧に定める場合であって、利用者の責めに帰すべき事由により物理的に端末を当会社に返却することが不可能な場合

違約金の金額
17,000円

第14条　本サービスを提供できなかった場合の対応

当会社の責めに帰すべき事由により本サービスを提供することができなかった場合、当会社は、契約者からの申し出に基づき、当該期間に支払われたサービス利用料相当額を契約者に返還することとし、契約者は、当会社に故意または重過失がある場合を除き、当該サービス利用料相当額を超える損害が生じた場合であっても、当該超過額については当会社を免責することとします。

第15条　免責

(1)当会社および提携先企業等は、以下に定める事由によって契約者または利用者が被った損害について、一切その責任を負わないものとします。

①端末取り付け時に生じた端末の損傷もしくは故障または配線等の切断等により端末が正常に動作しなかったこと。

②契約者が第12条その他本規約に定める義務に違反したこと。

③第4条(2)に掲げる事由が生じたことにより本サービスの一部または全部の利用ができなかったこと。

④第18条および第19条に基づき本サービスまたは本規約の内容を変更したこと。

⑤通信機器、通信回線、インターネット、コンピュータ（ハードウェア･ソフトウェア）等の障害

⑥対象車両または端末の盗難･盗用等による不正使用やそれに伴う端末に保存･記録されている個人情報の漏えいまたは不正使用

⑦第三者のデータセンターサーバへのアクセスまたは端末の不正利用

⑧利用者が使用する車両または機器の不具合等

⑨初期動作確認または端末アップデートの未了

⑩①から⑨までに定めるほか、取扱説明書に従った取扱いがなされなかった場合

⑪①から⑩までに定めるほか、当会社および提携先企業等の故意または過失によらない事由

(2)前項にかかわらず、当会社および提携先企業等は、故意または重過失がある場合を除き、事由の如何を問わず、逸失利益その他の契約者または利用者が直接かつ現実に被った損害以外の損害について、一切その責任を負わないものとします。

(3)当会社は、サービスの利用を通じて契約者または利用者が得る全ての情報について、その完全性、信頼性、安全性、有効性および正確性を保証するものではありません。

第16条　本サービスの申込･利用を通じて取得する情報の取扱い

(1)当会社は、自ら又は東京海上日動火災保険株式会社その他の外部委託先を通じて、本サービスの申込の取扱いにより、契約者の契約情報を取得します。また、本サービスの利用を通じて、端末の利用履歴および自動車の運転情報（走行距離、走行時間、走行目的地、速度、位置情報、加速度センサーによる計測値等）、当会社ウェブサイトの閲覧履歴、クッキー情報、Webサービスへ入力された情報（これらの情報と契約者の契約情報を総称して、以下「本情報」といいます。）を取得します。本情報または本情報を用いて構築するデータベース（以下「本データベース」といいます。）に著作権（著作権法第27条および第28条に規定された権利を含みます。）や所有権が認められる場合には、全て当会社に帰属します。

(2)当会社は、端末の返却後も本情報および本データベースを無償で利用できるものとします。

(3)当会社ならびに東京海上ホールディングス株式会社およびその連結子会社等（当会社を除き、総称して、以下「東京海上グループ各社」といいます。）は、本情報を、本契約および本規約の履行ならびに当会社のホームページにおいて公表している利用目的のほか、以下の目的で使用します。

①当会社または東京海上グループ各社における市場調査、新規サービス･新商品の研究･開発および提供

②各データと事故との相関関係の分析による危険運転判定の精度向上その他の本サービスの品質の向上に資する研究

③本サービスの利用実態に応じた当会社または東京海上グループ各社の関連サービスのご提供等

(4)当会社は、(3)に定める目的のために、本情報を、当会社と東京海上グループ各社との間で、共同で利用できるものとします。共同して利用する東京海上グループ各社の範囲および管理責任者については、当会社ホームページ（https://www.tokiomarine-smartmobility.co.jp/privacy-policy/index.html）に記載の通りとします。なお、東京海上グループ各社の範囲および管理責任者は変動する可能性があります。

(5)当会社および東京海上日動火災保険株式会社は、契約者の本サービスの利用実態に応じたコンサルティング業務を含む(3)③に定める関連サービスの提供を第三者に委託する場合、当該委託先に対し、本情報及び本データベースを開示できるものとします。

(6)当会社は、交通事故防止のための分析や安全対策立案、事故防止システムの安全性向上その他の安全･円滑な道路交通社会の発展に資する目的での活用のため、国、自治体、大学、研究機関、自動車技術開発やモビリティサービスに携わる企業等のうち当会社が提携している企業等に本情報を提供できるものとします。

(7)当会社は、本情報を、警察や裁判所等の公的機関からの要請に応じて、開示または提供することがあります。

(8)当会社が提携する通信会社は、ネットワーク品質を確保するために、利用者の通信の種類、内容及びパケット量等の利用状況を確認する場合があります。

(9)当会社ウェブサイトにアクセスする際、当会社はクッキー情報等を取得します。本サービスにおけるクッキー情報等の取扱いは、当会社のウェブサイトにおけるクッキーポリシー（「インターネットにおける情報収集について」（https://www.tokiomarine-smartmobility.co.jp/site-policy/index.html）をご覧ください。）に準ずるものとします。なお、クッキー情報等の取扱いは、設定することができ、当会社は、設定に従いクッキー情報等を取り扱います。

(10)契約者は、(1)から(9)までの事項について、あらかじめ利用者の同意を取得するものとし、契約者において同意の取得が確認できていない利用者に端末及び本サービスを利用させないものとします。

第17条　反社会的勢力の排除

(1)契約者は、自己（役員及び実質的に経営する者を含む）および利用者が、現在、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という）に該当しないことおよび次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたり保証します。

①反社会的勢力が経営を支配している関係

②反社会的勢力が経営に実質的に関与している関係

③自己もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用している関係

④反社会的勢力に対して資金もしくは役務等を不適切に提供し、または便宜を不適切に供与するなどの関係

⑤その役員および実質的に経営する者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係

(2)契約者は、自己（役員及び実質的に経営する者を含む）および利用者が、自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれの行為も行わないことを確約します。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④詐欺的言辞、詐術的な行為

⑤風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損しまたは業務を妨害する行為

⑥その他前各号に準ずる行為

(3)当会社は、契約者または利用者が前二項のいずれかに違反していることが判明し、または違反していると合理的に判断した場合、書面による通知をもって本契約を解除することができるものとします。

(4)当会社は、前項に基づき本契約を解除した場合、当該解除により契約者または利用者に損害が生じても、これによる損害賠償責任を一切負わないものとします。

第18条　本サービスの内容の変更、終了

(1)当会社は、当会社の都合により、本サービスの内容を変更し、または提供を終了することができます。

(2)当会社が本サービスの提供を終了する場合、当会社は契約者に事前に通知するものとします。

第19条　本規約の変更

(1)当会社は、当会社が必要と判断する場合、日本国の法令に準拠して本規約を変更できるものとします。

(2)変更後の本規約は、当会社所定のMIMAMO　DRIVE専用サイトに掲示し、変更の効力発生日からその効力を生じるものとします。契約者および利用者は本規約の変更後も端末を利用し続けることにより、変更後の本規約に対する有効かつ取消不能な同意をしたものとみなします。

(3)当会社は本規約を変更する場合、事前に、変更後の利用規約の効力発生日および内容を当会社所定のMIMAMO DRIVE専用サイトへの掲示その他の適切な方法により周知します。

第20条　サービス利用契約上の地位の譲渡等

(1)契約者は当会社の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

(2)当会社は本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い利用契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務ならびに契約者の登録事項その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、契約者は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第21条　管轄裁判所

端末の貸与その他の本サービスに関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第22条　準拠法

本規約の準拠法は日本法とします。

第23条　協議

端末の貸与その他の本サービスに関して疑義がある場合および本契約または本規約に定めのない事項については、契約者および当会社双方で協議し、円満に解決を図るものとします。

改定日:2024年4月1日